

# 国立大学法人東京海洋大学職員給与規則

				平成16年4月1日	
				海洋大規第	21号
改正	平成17年	3月28日	海洋大規第	279号	
改正	平成18年	2月24日	海洋大規第	355号	
改正	平成18年	7月20日	海洋大規第	357号	
改正	平成19年	3月26日	海洋大規第	385号	
改正	平成19年	12月12日	海洋大規第	395号	
改正	平成20年	1月21日	海洋大規第	398号	
改正	平成20年	3月24日	海洋大規第	407号	
改正	平成21年	12月1日	海洋大規第	105号	
改正	平成22年	1月18日	海洋大規第	10号	
改正	平成22年	3月24日	海洋大規第	46号	
改正	平成22年	12月1日	海洋大規第	97号	
改正	平成23年	4月1日	海洋大規第	33号	
改正	平成24年	3月29日	海洋大規第	101号	
改正	平成25年	2月8日	海洋大規第	6号	
改正	平成26年	3月26日	海洋大規第	18号	
改正	平成26年	6月18日	海洋大規第	65号	
改正	平成27年	2月13日	海洋大規第	34号	
改正	平成27年	2月13日	海洋大規第	36号	
改正	平成27年	6月29日	海洋大規第	90号	
改正	平成28年	3月30日	海洋大規第	147号	
改正	平成28年	3月30日	海洋大規第	152号	
改正	平成28年	12月16日	海洋大規第	192号	
改正	平成29年	3月17日	海洋大規第	124号	

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学職員就業規則（平成16年海洋大規第13号。以下「職員就業規則」という。）第27条の規定により、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、この規則に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

## (適用範囲)

第2条の2 この規則は、職員就業規則第3条に規定する職員に適用する。ただし、年俸制を適用する職員、再雇用職員及び非常勤職員の給与については、別に定める。

## (給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づき労使協定に定めるものはその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (基本給)

第4条 職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものとする。

第5条 基本給は、国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年海洋大規第26号。以下「勤務時間規則」という。）第5条に規定する所定勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規則に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当（以下「諸手当」という。）を除いた全額とし、基本給月額に基本給調整手当を加えた額を基本給の月額をいう（以下同じ）。

第6条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- 一 一般職員基本給表（一）（別表第1）
- 二 一般職員基本給表（二）（別表第2）
- 三 海事職員基本給表（一）（別表第3）
- 四 海事職員基本給表（二）（別表第4）
- 五 教育職員基本給表（別表第5）
- 六 医療職員基本給表（別表第6）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める。

## (初任給、昇格、昇給等)

第7条 職員の職務の級の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準（平成16年海洋大規第34号。以下「初任給等基準」という。）による。

2 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定については、初任給等基準による。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定については、初任給等基準による。

- 4 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間おけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳（一般職員基本表（二）の適用職員にあっては、57歳）の第4項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その職務の属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第8条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 基本給	一の月の初日から末日まで	当該月の17日
(2) 諸手当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当		翌月の17日
期末手当、勤勉手当		6月30日及び12月10日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日
寒冷地手当		別に定める支給月の17日

- 2 前項に掲げる表のうち、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の前々日）に支給する。
- 3 第1項について、支給日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。

## 第9条 削除

（基本給の日割計算）

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から基本給を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで基本給を支給する。
  - 3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給は、その月の現日数から勤務時間規則第7条の規定に基づく休日等の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 5 国立大学法人東京海洋大学育児休業等規則（平成16年海洋大規第19号。以下「育児休業規則」という。）第17条各号に規定する育児短時間勤務の承認を得ている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあっては、前項に定める休日等とは、勤務時間規則第7条の規定に基づく休日等のほか、月曜日から金曜日までの5日間において、育児休業規則第17条第3号及び第4号により設けられた週休日を含むものとする。

（育児短時間勤務職員についての基本給の特例）

第10条の2 育児短時間勤務職員の基本給は、適用されるその額に、承認を得ている週当たりの育児短時間勤務時間数を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（非常時払い）

第11条 職員が、当該職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第8条の規定による給与の支給日前であっても、月の初日から請求の日までの期間の給与については、第10条第4項の規定を準用して日割り計算により支給する。

（管理職手当）

- 第12条 学長は、管理又は監督の地位にある者で別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）については、その特殊性に基づき、別表第7に定める額の管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当は、前項の職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。）は、支給しない。

3 管理職手当には、第22条、第24条及び第25条に規定する手当を含むものとする。

(初任給調整手当)

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職員基本給表の適用を受ける教員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、別表第8に定める初任給調整手当を支給する。この場合において、育児短時間勤務職員にあっては、前条第1項括弧書きを適用して支給する。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 前項に規定する扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 月額108,334円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」という。))にあっては、3,500円)、第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円とする。4の2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この条において「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定の期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額を加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

三 削除

四 削除

6 学長は、前項の届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合においてはその者が職員となった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職  
（一）9級以上職員等が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員等以外のものが一般職（一）9級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後確認等）

- 第14条の2 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを年1回定期的に確認（以下この条において「事後確認」という。）するものとする。
- 2 前項の事後確認において、扶養親族たる要件に疑義がある場合で、かつ、職員が扶養の事実等を証明するに足る書類を提出しない場合は、学長は、前条第5項の届出を待たずに、扶養の事実がないものとして取り扱うことができる。
  - 3 前項の場合において、その終期は、直近の事後確認をした日の属する月まで、或いは認定まで遡って扶養の事実がないものとして必要な措置を行うことができる。

（地域手当）

- 第15条 地域手当は、品川キャンパス及び越中島キャンパスに所在する勤務場所並びに練習船に勤務する職員に支給する。地域手当の月額は、基本給月額、基本給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定するもののほか学長が別に指定する勤務場所に勤務する職員に対し前項に準じて支給する。

（住居手当）

- 第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。ただし、次に掲げる職員を除く。
    - イ 本学所有の宿舎若しくはそれに類する学長が認める住宅を貸与され、使用料を支払っている職員
    - ロ 職員の扶養親族たる者（第14条第2項に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずると学長が認める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している職員
  - 二 第19条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（前号イ及びロで規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次表に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

家賃の月額	住居手当の月額
23,000円以下	家賃の月額－12,000円
55,000円以上	27,000円
上記以外の額	(家賃の月額－23,000円) × 1/2 + 11,000円

- 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 5 第3項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
  - イ 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
  - ロ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後確認等)

第16条の2 第14条第6項及び第14条の2の各項の規定は、本条に準用する。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
  - 四 前各号に掲げる交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な職員とは、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員をいうものとする。
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第17条の5に定める支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離に応じ1箇月につき次表に定める額（平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から100分の50を乗じて得た額を減じた額）

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

- 三 前項第3号に掲げる職員（以下「併用者」という。） 次に掲げる区分に応じた額
  - イ 併用者のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - ロ 併用者のうち、前記イ以外の職員で交通機関等を利用して負担する1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）以上である職員第1号定める額
  - ハ 併用者のうち、前記イ以外の職員で交通機関等を利用して負担する1箇月当たりの運賃等相当額等が、前号に定める額未満である職員は、前号に定める額
- 3 勤務地を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000万円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項に掲げる新幹線鉄道等の利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる基準とは、

次の各号のいずれかに該当すること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認める場合とする。

- 一 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした通勤距離が60キロメートル以上であること
  - 二 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が概ね90分以上であること
  - 三 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること
- 5 前2項の規定は、国家公務員、国立大学法人の職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者から、引き続き本学の職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる職員の通勤手当の月額算出について準用する。
- 6 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。なお、通常徒歩によることを例とする距離（概ね1キロメートルとする。）内においてのみ利用する普通交通機関等は、通常の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。
- 7 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 8 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単  
位期間である定期券の価額
  - 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗  
車券等の通勤21回分（週当たりの勤務日数が5日未満の職員にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数  
分）の運賃の額
- 9 第7項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 10 前3項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の算出につ  
いて準用する。この場合において、第8項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項  
第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当す  
る額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃」とあるのは「特別料  
金等の額の2分の1に相当する額」と、前項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替え  
るものとする。

#### （通勤手当の届出等）

- 第17条の2 職員は、新たに前条第1項の要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった職員についても、同様とする。
- 2 学長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の支給額を決定し、又は改定しなければならない。

#### （通勤手当の支給日等）

- 第17条の3 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第3項各号に定める期間（以下この条及び第17条の6において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第8条に規定する給与の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 次の各号に掲げる通勤手当は、その区分に応じ、当該各号に定める期間を支給単位期間に相当する期間とする。
- 一 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第17条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（第17条の4において「最長支給単位期間」という。）
  - 二 職員が第17条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 4 通勤手当の支給は、職員が新たに第17条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、第17条の2の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 通勤手当は、これを受けている職員にその支給額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日を前項における事実の生じた日とみなす。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を

利用するものとして通勤手当（次号の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき 当該支給単位期間に係る最後の月の末日

二 第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等の額が改定されたとき 当該各号に定める期間に係る最後の月の末日

7 採用となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する部局等への勤務を開始すべきこととされる日に第17条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第4項の規定による支給の開始又は第5項の規定による支給額の改定を行うものとする。

（通勤手当の返納）

第17条の4 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1箇月単位の支給単位期間に係るものを除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は第17条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において、次のいずれかに該当し、勤務に就かなかった期間が2以上の月にわたることとなる場合

ア 職員就業規則の定めにより休職又は停職にされた場合

イ 育児休業の定めにより育児休業をした場合

ウ 国立大学法人東京海洋大学介護休業等規則（平成16年規則第20号。以下「介護休業規則」という。）の定めにより介護休業をした場合

エ 国立大学法人東京海洋大学職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22海洋大規第14号。以下「自己啓発等休業規則」という。）の定めにより自己啓発等休業をした場合

オ 国立大学法人東京海洋大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成28年海洋大学規第150号。以下「配偶者同行休業規則」という。）の定めにより配偶者同行休業をした場合

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る前項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 1箇月当たりの運賃等相当額等（第17条第2項第3号イに掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改訂後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払い戻しを、次に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ア 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

イ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ウ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

エ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては当該通勤しないこととなる月）

二 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第17条の3第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額に残月数を乗じて得た額及び最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第17条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る第1項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以下であった場合 その者の利用する新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

二 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えていた場合 20,000円に残月数を乗じて得た額又は新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

4 第1項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間)

第17条の5 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る支給単位期間に相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月に、退職、長期間の出張又は研修の開始又は終了等により通勤のため負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 3 支給単位期間は、第17条の3第4項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第5項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 4 第17条の4第1項第3号の規定に該当する場合（次項の規定に該当する場合を除く。）の支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月から。）から開始する。
- 5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第17条の6 第17条第1項の職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後確認等)

第17条の7 第14条第6項及び第14条の2各項の規定は、本条に準用するほか、支給等に関し必要な事項は別に定める。

(基本給調整手当)

- 第18条 大学院を担当する教員及び練習船に乗り組む船員であって別表第9の各々該当する表の適用者欄の要件を充たす者にあっては、その職務の特殊性に基づき、基本給調整手当を支給する。
- 2 前項に定める基本給調整手当は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額額の100の25を超えるときは、基本給月額額の100の25に相当する額とする。
  - 3 基本給調整手当は、休職、停職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業または派遣により職務に従事しない期間は支給を停止する。

(単身赴任手当)

- 第19条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に勤務する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
    - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
    - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
    - 三 配偶者が引き続き就業すること。
    - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
    - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
  - 3 第1項に定める通勤距離等を考慮して困難と認める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
    - 一 通勤距離が60キロメートル以上であること。
    - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
  - 4 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じ次表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円



300キロメートル以上 500キロメートル未満	16, 000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24, 000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32, 000円
900キロメートル以上1, 100キロメートル未満	40, 000円
1, 100キロメートル以上1, 300キロメートル未満	46, 000円
1, 300キロメートル以上1, 500キロメートル未満	52, 000円
1, 500キロメートル以上2, 000キロメートル未満	58, 000円
2, 000キロメートル以上2, 500キロメートル未満	64, 000円
2, 500キロメートル以上	70, 000円

- 5 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 7 学長は、職員から第5項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第5項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 9 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（単身赴任手当の事後の確認）

- 第19条の2 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正かどうかを随時確認するものとする。
- 2 第14条第6項及び第14条の2各項の規定は、本条に準用するほか、支給等に関し必要な事項は別に定める。

（特殊勤務手当）

- 第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
    - 一 潜水手当
    - 二 極地観測手当
  - 3 前項に掲げる特殊勤務手当の支給額は、別表第10のとおりとする。
  - 4 監督者は、学長が別に定める様式により特殊勤務の実績内容等を記入し、保管するものとする。

（給与の減額）

- 第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第7条に規定する休日等（同規則により休日に勤務を命じられ、勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（同規則第7条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

- 第22条 勤務時間規則第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、承認された勤務時間（以下この項において「所定勤務時間」という。）を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
- 一 所定勤務時間が割り振られた日（第24条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（入試手当）

第23条 入試手当は、次表の対象試験に掲げる業務に従事した職員に支給するものとし、手当の額は同表に定める担当区分により、1,000円に点数欄の数を乗じて得られた額とする。ただし点数については対象試験及び業務量等に応じて増減するものとする。

担当区分	点数	対象試験
問題作成	20	1. 学部入学者選抜試験 イ 一般選抜 ロ 専門学校・総合学科卒業生選抜 ハ A0入試 ニ 特別選抜 2. 編入学試験 3. 大学院入学者選抜試験（※2）
問題点検	15	
採点（※1）	15	
プログラム点検	15	

※1 採点には、A0入試模擬試験講義の採点を含む。

※2 大学院入学者選抜試験は、基礎科目の問題作成等に限る。

- 2 前項に掲げる対象試験のほか、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の試験実施日において、センター試験業務に従事した職員に対して手当を支給する。この場合の支給額等については、別に定めるものとする。

（休日給）

第24条 休日等（勤務時間規則の規定に基づき毎日曜日を休日と定められている職員以外の職員であって、同規則第7条第1項に規定する祝日法による休日が同条第2項の規定に基づく休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日）において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分160）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 第22条第2項の規定は本条に準用する。

（夜勤手当）

第25条 所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第26条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第22条、第24条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 2 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。  
3 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護部分休業の時間数又は介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第27条 第21条、第22条、第24条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は第22条、第24条及び第25条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第29条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規則に規定する休日等に勤務した場合は、当該職員には、第12条で定める区分に応じ別表第11の管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第8条に定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（職員就業規則第34条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇処分を受けた者又は同規則第16条第1項第2号の規定により解雇された者を除く。）についても、同様とする。  
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑・困難及び責任の度等が

これに相当するものとして別表第12表一に掲げるもの（第4項及び第33条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第12表二の職務の級欄の区分に応じた加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第30条の2 前条第2項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については次の各号に掲げる期間を除算する。

- 一 停職者として在職した期間の全期間
  - 二 育児休業規則第3条に規定する育児休業をしている者として在職した期間（当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）、介護休業規則第3条に規定する介護休業をしている職員として在職した期間、自己啓発等休業規則に規定する自己啓発等休業をしている職員として在職した期間及び配偶者同行休業規則に規定する配偶者同行休業をしている職員として在職した期間のそれぞれ2分の1の期間
  - 三 休職にされていた期間（第36条第1項及び第5項の規定により、休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。）の2分の1の期間
  - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 2 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員、国立大学法人の職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者が引き続き本学の職員となった場合に、これらの職員が在職していた機関がその者に対して期末手当又はこれに相当する給与を支給しない場合は、当該機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、第30条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第34条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第16条第1項第2号の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第32条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項に規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
  - 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
    - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
    - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
    - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
  - 4 前項の規定は、学長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止

める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

- 第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ第8条に定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（職員就業規則第34条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇処分を受けた者又は同規則第16条第1項第2号の規定により解雇された者を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に職員の別表第13に定める勤務期間による割合に職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85.0（特定幹部職員にあっては、100分の105.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第30条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「第30条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

第33条の2 前条第2項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については次の各号に掲げる期間を除算する。

- 一 停職者として在職した期間
- 二 育児休業規則第3条に規定する育児休業をしている職員として在職した期間（当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）、介護休業規則第3条に規定する介護休業をしている職員として在職した期間、自己啓発等休業規則に規定する自己啓発等休業をしている職員として在職した期間及び配偶者同行休業規則に規定する配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- 三 休職の期間（第36条第1項及び第5項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。）
- 四 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- 五 第21条の規定により給与を減額された期間
- 六 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病の場合若しくは通勤上の負傷若しくは疾病の場合を除く。）により勤務しなかった期間から、勤務時間規則第7条に規定する休日等を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 七 育児休業規則第18条の規定による育児時間、介護休業規則第17条の規定による介護部分休業又は第20条の2の規定による介護時間の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- 八 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 2 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員、国立大学法人の職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者が引き続き本学の職員となった場合に、これらの職員が在職していた機関がその者に対して勤勉手当又はこれに相当する給与を支給しない場合は、当該機関における勤務期間を職員として勤務した期間に算入する。

(寒冷地手当)

第34条 寒冷地手当は、11月から翌3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、水圏科学フィールド教育研究センター大泉ステーションに勤務する職員に支給する。なお、当該日の翌日から支給日までの間に異動に伴い当該ステーションに勤務することとなった者に対しても同様とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
月額 17,800円	月額 10,200円	月額 7,360円

- 2 基準日から支給規程に定める日までの間に異動に伴い当該ステーションに勤務しなくなった者は、寒冷地手当を返納する。
- 3 本条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第35条 第22条、第24条及び第25条の規定は、特定管理職員には適用しない。

(休職者の給与)

- 第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職とされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給することができる。
- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき

は、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤労手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第21条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第21条第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員就業規則第21条第5号の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第16条の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により第30条に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第30条第1項」とあるのは「第36条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

- 第37条 育児休業規則第3条の規定により育児休業をしている職員には、その期間中の給与を支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第30条第1項及び第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当及び勤労手当（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（停職の期間は除く。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当）を支給する。
  - 3 育児短時間勤務職員についての第30条及び第33条の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

基本給	基本給を算出率で除して得た額
基本給調整額	基本給調整額を算出率で除して得た額

- 4 育児休業規則第18条の規定により育児時間を取得している職員については、育児時間において、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

- 第38条 介護休業規則第3条の規定により介護休業をしている職員には、その期間中の給与を支給しない。
- 2 第30条第1項及び第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業している職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤労手当を支給する。
  - 3 介護休業規則第17条の規定により介護部分休業をしている職員又は、第20条の2の規定により介護時間を取得している職員については、それぞれの期間において、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第39条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

- 第40条 この規則による手続その他取扱い等についてこの規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例を参考に学長が定めるものとする。
- 2 前項のほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。
  - 一 この規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）において適用される基本給表及び基本給表における職務の級は、この規則の施行の日の前日（以下「規則施行前日」という。）における給与適用時における俸給表（以下「旧俸給表」という。）及び旧俸給表における職務の級を、次の表により切り替えて決定する。

旧 俸 給 表	職務の級	基 本 給 表	職務の級
行政職俸給表（一）	1	一般職員基本給表（一）	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
	7		7
	8		8
	9		9
	10		10
	11		11

行政職俸給表（二）	1 2 3 4 5 6	一般職員基本給表（二）	1 2 3 4 5 6
海事職俸給表（一）	1 2 3 4 5 6 7	海事職員基本給表（一）	1 2 3 4 5 6 7
海事職俸給表（二）	1 2 3 4 5 6	海事職員基本給表（二）	1 2 3 4 5 6
教育職俸給表（一）	1 2 3 4 5	教育職員基本給表	1 2 3 4 5
医療職俸給表（三）	1 2 3 4 5 6 7	医療職員基本給表	1 2 3 4 5 6 7

二 規則施行前日における旧俸給表の職務の級に在級した期間は、規則施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。

三 規則施行日において適用される号給又は基本給月額（以下「号給等」という。）は、旧俸給表における号俸と同じ俸給月額の基本給表における号給（旧俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の基本給月額）とする。

四 規則施行前日における号俸等を受けていた期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）は、規則施行日において適用される号給等を受ける期間に通算する。

五 規則施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、規則施行前日における号俸等を受けた日以後の期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）について行うものとする。

六 規則施行前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、規則施行日において、この規則に基づき届出及び認定がなされたものとみなす。

七 規則施行前日において給与法の規定に基づき単身赴任手当を支給されていた者については、引き続き第19条の規定を適用する。

八 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規則による在職期間又は勤務期間に通算する。

九 規則施行前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、規則施行日において引き続き第36条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、規則施行前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。

十 規則施行前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き規則施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため勤務時間規則第20条第2項により病気休暇を承認された場合にあっては、第21条の規定にかかわらず、規則施行前日における病気休暇の開始の日から起算して90日（結核性疾患である場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、基本給及び基本給調整手当の半額を減ずる。ただし、管理職手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる基本給の額とする。

附 則（平成17年海洋大規第279号）

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年海洋大規第355号）

- この規則は平成18年2月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第6条、第14条及び第33条の適用の日は、平成17年12月1日とする。
- 平成17年12月1日からこの規則の施行の日の前日までに退職した者については、改正後の第23条の規定を除き改正後の規定は適用しない。
- 平成17年11月30日に在職していた者が適用日以後引き続き在職した場合で、改正後の給与額が改正規則第6条、第14条及び第33条の適用がないものとした場合の給与額に達しないこととなる者には、改正前と改正後の給与の差額に相当する額を給与として支給する。
- 平成17年11月30日において別表第1から第6までの基本給表に定める職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた者の平成17年12月1日における基本給月額は、次に掲げる枠外号給表第1から第6ごとに定める旧号給等に対応する新号給等とし、旧号給等を受けていた期間は新号給等を受けることとなる期

間に通算する。

附 則（平成18年海洋大規第357号）

（施行及び適用日）

第1条 この規則は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（級の切替え）

第2条 この規則の適用日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において別表第1から別表第6までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 附則第2条後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える基本給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号給は次に掲げるとおりとする。

一 旧基本給月額が附則別表第4の基本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧基本給月額及びその者が基本給月額を受けていた期間に応じて附則別表第4に定める号給

二 旧基本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 その者の切替日における新級、旧基本旧月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給

三 前2号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（異動者の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が必要な調整をすることができる。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成24年海洋大規第101号施行の日において、基本給月額の減額対象となった職員にあっては、当該基本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者又は他の国立大学法人職員及び国立大学法人東京海洋大学職員出向規則（海洋大規第18号）の規定により出向し復帰した職員については、前項に規定する職員とみなす。

（昇給の抑制等）

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同様の右欄に掲げる字句とする。

第7条第5号	4号給	3号給
	3号給	2号給
第7条第6号	4号給	3号給
	3号給	2号給
第15条	100分の18	100分の18を超えない範囲内で学長が定める割合

（平成19年1月1日から平成22年1月1日の昇給）

第8条 平成19年1月1日から平成22年1月1日における昇給の取り扱いについては、学長が別に定める基準によるものとする。

（その他）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は学長が別に定める。

【附則別表】

附 則（平成19年海洋大規第385号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年海洋大規第395号）

この規則は、平成19年12月12日から施行する。

附 則（平成20年海洋大規第398号）

1 この規則は、平成20年1月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第33条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第33条第2項により平成19年12月に支給する勤勉手当にかかる適用については、100分の75を100分の77.5と、100分の95を100分の97.5とする。

3 平成19年4月1日からこの規則の施行の日（次条において「規則施行日」という。）の前日までに、改正前の規則の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、学長の定めるところによる。

4 規則施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の制定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年海洋大規第407号）

この規則は、平成20年3月24日より施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第21条、第22条、第37条及び第38条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年海洋大規第105号）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず平成21年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、第33条第2項中「100分の90」を「100分の95」とする。
- 3 「国立大学法人東京海洋大学職員の平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する規則」（平成21年6月1日制定）は廃止する。  
附 則（平成22年海洋大規第10号）  
この規則は、平成22年1月18日から施行する。  
附 則（平成22年海洋大規第46号）  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年海洋大規第97号）  
（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（特定職員の給与調整）

- 第2条 当分の間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（基本給表に掲げる級号給の額をいう。以下この条において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
  - 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の合計額に、当該職員に支給される期末手当に係る第30条第2項各号以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 四 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の合計額に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項に規定する勤務期間及び勤務成績による割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職員基本給表（一）	6級
海事職員基本給表（一）	6級
教育職員基本給表	5級

（平成23年4月1日における号給の調整）

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規則第7条第4項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成23年海洋大規第33号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第101号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（号給の調整を行う職員）

- 第2条 平成24年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において号給の調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 1号給上位の号給にする職員 次の各号のいずれかに該当する職員とする。
    - イ 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
    - ロ 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
    - ハ 調整日において30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
  - 二 2号給上位の号給にする職員 調整日に30歳に満たない職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員とする。

第3条 平成25年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において1号給上位の号給に調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員



二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

第4条 平成26年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において1号給上位の号給に調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 調整日において38歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれも該当する職員

二 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

三 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成25年海洋大規第6号）

この規則は、平成25年2月8日から施行する。

附 則（平成26年海洋大規第18号）

この規則は、平成26年3月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年海洋大規第65号）

この規則は、平成26年6月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年海洋大規第34号）

（施行期日）  
第1条 この規則は、平成27年2月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（号給の調整を行う職員）

第2条 教育職員基本給表の改正に伴い、施行日の前日において教育職員基本給適用者として在籍している者のうち施行日（以下この条において「調整日」という。）において号給の調整を行う職員、次の各号に掲げるとおりとする。

一 平成24年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者

二 平成25年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者

三 平成26年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者

2 調整については、該当年1月1日の昇給時の成績をもとにして過程計算を行い、調整日における号給を決定する。

附 則（平成27年海洋大規第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第33条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず平成26年12月期に支給する勤労手当に関する第33条2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の75.0」を「100分の82.5」とする。

附 則（平成27年海洋大規第90号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給表の月額が同日において受けていた基本給表の月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（平成22年海洋大規第97号附則第2条に定める特定職員にあっては55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を支給する。なお、従前の経過措置（平成18年海洋大規第357号附則第6条）については廃止する。

附 則（平成28年海洋大規第147号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第12条及び第19条については平成28年4月1日から適用し、第33条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず平成27年12月期に支給する勤労手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の80.0（特定幹部職員にあっては、100分の100.0）」を「100分の85.0（特定幹部職員にあっては、100分の105.0）」とする。

3 平成28年3月31日までの間における第15条の適用については、「100分の20」を「100分の18.5」とする。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第19条の単身赴任手当の月額は、「23,000円」を「26,000円」とする。

附 則（平成28年海洋大規第152号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第192号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第124号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年3月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第14条の規定は平成29年4月1日から適用するものとし、次条に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は平成28年12月1日から適用し、平成28年12月期に支給する勤労手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の85.0（特定幹部職員にあっては、100分の105.0）」を「100分の90.0（特定幹部職員にあっては、100分の110.0）」とする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則（以下この条において「改正後給与規則」という。）第14条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき

- 10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、第5項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」と、三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」と、四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第7項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」と、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規則第14条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規則第14条第1項ただし書並びに第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「が5級」とあるのは「が5級以上」と、「一般職（一）8級職員等」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」と、「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職

(一) 9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等」とあるのは「一般職(一)8級以上職員等が一般職(一)8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等」とあるのは「一般職(一)8級以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8級以上職員等」とする。

(附則第2条の規定が適用される間の住居手当の読替え)

第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第16条第1項第1号中「同条第5項」とあるのは、前条の規定により読み替えられた「改正後給与規則第14条第5項」とする。

(通勤手当の遡及適用)

第4条 第17条第2項第2号の規定は平成27年7月1日から適用する。

## 別表第1

## 一般職員基本給表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

備考 : この表は、他の基本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2

## 一般職員基本給表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400



職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

備考 : この表は、自動車運転手及び守衛に適用する。

## 別表第3

## 海事職員基本給表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500	487,700
2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000	489,500
3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600	491,400
4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100	493,300
5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500	495,100
6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900	496,500
7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400	497,900
8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800	499,200
9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700	500,400
10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900	501,700
11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200	503,000
12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400	504,300
13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200	505,600
14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400	506,700
15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500	507,800
16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700	508,800
17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900	509,800
18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200	510,900
19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500	512,100
20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700	513,100
21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900	514,100
22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700	515,000
23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400	515,900
24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100	516,700
25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500	517,400
26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800	518,000
27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000	518,600
28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100	519,200
29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200	519,800
30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200	
31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200	
32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400	
33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900	
34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900	
35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000	
36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100	
37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900	
39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800	
40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700	
41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500	
42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200	
43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900	
44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600	
45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100	
46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700	
47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300	
48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900	
49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200	
50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800	
51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500	
52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000	
53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500	
54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200	
55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500	
56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100	
57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,600	
58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500		
59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200		
60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900		
61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300		
62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600		
63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900		
64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200		
65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400		
66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700		
67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000		
68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300		
69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500		
70			368,600	421,200	448,800		
71			369,000	421,800	449,100		
72			369,300	422,400	449,300		
73			369,800	422,900	449,500		
74			370,000	423,500			
75			370,500	424,000			
76			371,000	424,600			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
77			371,400	425,100			
78			371,900	425,700			
79			372,400	426,400			
80			372,900	427,000			
81			373,400	427,300			
82			373,800	427,900			
83			374,300	428,600			
84			374,800	429,200			
85			375,200	429,600			
86			375,700	430,100			
87			376,100	430,800			
88			376,600	431,500			
89			377,100	431,700			
90			377,600				
91			378,100				
92			378,600				
93			378,900				
94			379,300				
95			379,800				
96			380,200				
97			380,700				
98			381,000				
99			381,500				
100			381,900				
101			382,500				

備考:この表は、船舶に乗組む職員のうち、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び事務長に適用する。

## 別表第4

## 海事職員基本給表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600	317,000
2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000	318,900
3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400	320,400
4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800	322,100
5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100	323,900
6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400	325,400
7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700	327,100
8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000	328,600
9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400	330,300
10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600	331,900
11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700	333,500
12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900	335,000
13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000	336,600
14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000	338,200
15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800	339,800
16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800	341,200
17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700	342,700
18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700	344,300
19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500	346,000
20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200	347,600
21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100	349,200
22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900	350,800
23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000	352,400
24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000	354,000
25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700	355,200
26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500	356,800
27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300	358,400
28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100	359,900
29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400
30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700
31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200
32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700
33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800
34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800
35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000
36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100
37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600	371,200
38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500	372,400
39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400	373,400

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300	374,500
41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400
42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800	376,400
43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300
44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300
45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300
46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100
47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100
48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000
49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800
50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800
51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600
52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300
53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400	386,300
54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000	387,100
55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600	388,000
56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200	388,700
57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500	389,600
58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100	390,400
59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700	391,200
60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300	392,000
61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500	392,500
62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900	393,200
63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200	393,800
64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700	394,500
65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900	395,100
66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300	395,600
67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700	396,000
68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100	396,500
69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600	397,200
70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000	
71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400	
72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900	
73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500	
74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000	
75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500	
76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900	
77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200	
78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600	
79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000	
80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400	



職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800	
82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100	
83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500	
84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900	
85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300	
86		291,000	325,000	334,200	350,700	
87		291,400	325,200	334,600	351,100	
88		291,800	325,500	335,000	351,500	
89		292,000	325,800	335,200	351,900	
90		292,400	326,100	335,500		
91		292,800	326,300	335,800		
92		293,100	326,600	336,200		
93		293,300	326,800	336,600		
94		293,700	327,000	336,800		
95		294,100	327,400	337,100		
96		294,500	327,800	337,400		
97		294,700	328,000	337,700		
98		294,900	328,300	338,000		
99		295,100	328,700	338,300		
100		295,400	329,100	338,600		
101		295,800	329,200	338,800		
102		296,100	329,400	339,100		
103		296,300	329,600	339,400		
104		296,500	329,900	339,700		
105		296,800	330,200	339,900		
106			330,500	340,300		
107			330,700	340,500		
108			331,000	340,700		
109			331,300	341,000		
110			331,600			
111			331,900			
112			332,200			
113			332,400			

備考:この表は、船舶に乗組む職員のうち、甲板部、機関部及び厨房部の職務に従事するものに適用する。

## 別表第5

## 教育職員基本給表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900	
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000	
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400	
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800	
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500	
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100	
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700	
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300	
82	295,000	349,000	414,800	451,000		
83	295,900	350,000	415,100	451,300		
84	296,800	351,000	415,500	451,900		
85	297,500	351,600	415,800	452,300		
86	298,300	352,200	416,200	452,700		
87	299,100	352,800	416,600	453,100		
88	300,000	353,400	417,000	453,400		
89	300,600	354,000	417,300	453,700		
90	301,200	354,400	417,700	454,100		
91	301,900	354,800	418,100	454,500		
92	302,500	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,800	356,200	419,100	455,500		
95	304,400	356,700	419,400	455,800		
96	305,000	357,200	419,700	456,100		
97	305,700	357,800	420,000	456,400		
98	306,300	358,300	420,400	456,800		
99	306,900	358,700	420,700	457,100		
100	307,500	359,200	421,000	457,400		
101	307,900	359,600	421,300	457,700		
102	308,200	360,100	421,700			
103	308,500	360,400	422,000			
104	308,900	360,900	422,300			
105	309,200	361,400	422,600			
106	309,600	361,800	423,000			
107	309,900	362,300	423,300			
108	310,200	362,800	423,600			
109	310,600	363,200	423,900			
110	310,900	363,700	424,200			
111	311,300	364,200	424,500			
112	311,700	364,600	424,800			
113	312,000	365,000	425,100			
114	312,400	365,400	425,400			
115	312,700	365,900	425,700			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
116	313,000	366,300	426,000			
117	313,200	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,800	368,700				
123	315,200	369,200				
124	315,600	369,500				
125	315,800	369,900				
126	316,000	370,400				
127	316,300	370,900				
128	316,700	371,300				
129	316,900	371,700				
130	317,200	372,200				
131	317,600	372,700				
132	317,800	373,200				
133	318,000	373,700				
134	318,300	374,200				
135	318,700	374,700				
136	318,900	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				
140	319,800	377,200				
141	320,200	377,700				
142	320,500					
143	320,800					
144	321,100					
145	321,500					
146	321,800					
147	322,000					
148	322,300					
149	322,700					
150	323,000					
151	323,300					
152	323,500					
153	323,800					
154	324,100					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
155	324,400					
156	324,700					
157	324,900					

備考:この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

## 別表第6

## 医療職員基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	



職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	280,900	314,200	347,600	365,600			
95	281,800	314,900	348,300	366,000			
96	282,800	315,500	348,900	366,300			
97	283,600	316,200	349,300	366,900			
98	284,400	316,500	349,700	367,400			
99	285,000	317,100	350,200	367,900			
100	285,900	317,800	350,600	368,400			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
101	286,700	318,200	351,100	369,000			
102	287,500	318,800	351,500	369,500			
103	288,300	319,400	352,000	370,000			
104	289,100	320,000	352,400	370,400			
105	289,800	320,400	352,700	371,000			
106	290,300	320,900	353,200	371,500			
107	290,800	321,400	353,600	372,000			
108	291,300	321,900	353,900	372,500			
109	291,500	322,300	354,400	373,100			
110	291,800	322,700	354,900	373,500			
111	292,000	323,000	355,400	374,000			
112	292,400	323,300	355,900	374,500			
113	292,700	323,700	356,400	375,100			
114	292,900	324,100	356,900				
115	293,300	324,500	357,400				
116	293,600	324,800	357,800				
117	293,900	325,000	358,200				
118	294,200	325,300	358,600				
119	294,500	325,700	359,100				
120	294,900	325,900	359,600				
121	295,200	326,100	360,000				
122	295,600	326,400	360,500				
123	295,900	326,700	361,000				
124	296,300	327,000	361,500				
125	296,500	327,200	361,800				
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
169	円 309,800	円	円	円	円	円	円

備考:この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第7（第12条関係）

管理職手当

ア 一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	116,900円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
6級	三種	72,700円
	四種	62,300円
	五種	51,900円
5級	三種	69,400円
	四種	59,500円
	五種	49,600円
4級	四種	55,500円
	五種	46,300円

イ 教育職員基本給表の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
5級	一種	133,600円
	二種	106,900円
	三種	93,500円
	四種	80,200円
	五種	66,800円
	六種	53,400円
	七種	40,100円

ウ 海事職員基本給表(一)の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
7級	一種	129,900円
	二種	106,200円
6級	一種	122,900円
	二種	99,400円
	三種	87,000円
5級	三種	81,100円
	四種	69,500円
4級	三種	74,900円
	四種	64,200円

備考1：平成19年4月1日の改正の前日から引き続き同一の職にあるもののうち、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合には、改正後の支給額のほか、改正前の額と改正後の額との差額に次に掲げる期間に応じた支給割合を乗じて得た額(1円未満切捨て)を管理職手当として支給する。

一 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

二 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

備考2：同一の職務の級に複数ある区分の適用については、その特殊性を考慮し学長が定める。

別表第8（第13条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額
1年未満	50,600円
1年以上 2年未満	50,600円
2年以上 3年未満	50,600円
3年以上 4年未満	50,600円
4年以上 5年未満	50,600円
5年以上 6年未満	50,600円
6年以上 7年未満	48,800円
7年以上 8年未満	47,000円
8年以上 9年未満	45,200円
9年以上 10年未満	43,400円
10年以上 11年未満	41,600円
11年以上 12年未満	39,800円
12年以上 13年未満	38,000円
13年以上 14年未満	36,200円
14年以上 15年未満	34,800円
15年以上 16年未満	33,400円
16年以上 17年未満	32,000円
17年以上 18年未満	30,600円
18年以上 19年未満	29,200円
19年以上 20年未満	27,800円
20年以上 21年未満	26,400円
21年以上 22年未満	25,800円
22年以上 23年未満	25,200円
23年以上 24年未満	24,200円
24年以上 25年未満	23,600円
25年以上 26年未満	23,000円
26年以上 27年未満	22,400円
27年以上 28年未満	21,800円
28年以上 29年未満	21,000円
29年以上 30年未満	20,700円
30年以上 31年未満	20,300円
31年以上 32年未満	19,700円
32年以上 33年未満	18,800円
33年以上 34年未満	17,900円
34年以上 35年未満	17,200円

別表第9（第18条関係）

基本給調整手当

1 大学院担当手当

表一

職 員	適 用 者	調整数
大学院を担当する 教員	大学院担当教員のうち、授業を年度を通じて2単位以上担当し、かつ、博士後期課程の学生4人以上（留学、休学及び停学者は除く）を主任指導する者	3
	学部、附属施設等に配置されている教授、准教授、講師又は助教で大学院において授業を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として博士課程の学生に対する研究指導を担当する者	2

表二

教育職員基本給表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

備考1：大学院を担当する教員に対する基本給調整手当（以下「大学院担当手当」という。）は、表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考2：大学院担当手当を支給する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院研究科に配置されている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条第1項に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当するもの



(2) 前号以外の教授，准教授，講師及び助教で次の一に該当し，かつ，大学院研究科において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの，又は主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの

イ 大学院研究科新設の際当該研究科の教員組織の編成上必要な教授，准教授及び講師として学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第43条に規定する大学設置・学校法人審議会の審査を経ているもの

ロ 前号に該当するものから，前号以外の教授，准教授及び講師に異動し，引き続き当該講義等又は主任指導を担当する必要があるもの

ハ 大学院研究科の教育課程として編成されている授業科目について，前号に掲げる教員が欠員等のため又は前号に掲げる教員に適任者が得られないため，これを補うものとして担当を命ぜられているもの

## 2 船員担当手当

表一

職 員	適 用 者	調整数
練習船に乗り組む 船員	練習船（海鷹丸，神鷹丸，青鷹丸に限る。）に乗り組み，実習生を直接教育する教員である船長，機関長，通信長，航海士，機関士，通信士，各長及び各次長	2
	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（海鷹丸，神鷹丸，青鷹丸に限る。）に乗り組む職員で海事職員基本給表（二）の適用を受けるもの	2

表二

### ア 海事職員基本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000 円
2 級	8,600 円
3 級	10,600 円
4 級	12,200 円

5級	12,800円
6級	14,100円
7級	15,200円

備考1： 練習船に乗り組む船員のうち教員に対する基本給調整手当は、表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

表二

イ 海事職員基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	7,800円
3級	9,200円
4級	9,500円
5級	9,900円
6級	10,800円

備考1： 練習船に乗り組む船員のうち船員に対する基本給調整手当は、表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第10（第20条関係）

特殊勤務手当

1 潜水手当

潜水手当は、職員が潜水器具（ヘルメット式潜水器又はスキューバ式潜水器その他の潜水器で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるものをいう。）を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次表に定める額とする。

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

備考1：作業日数は暦日によって計算する。

備考2：一給与期間の潜水手当の額を算定する場合において、当該期間における潜水作業に従事した上表に定める手当の額の区分ごとの合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

2 極地観測手当

極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次表に定める額とする。

職務の級	手当額
海事職員基本給表（一）6級以上の級 教育職員基本給表5級	4,100円
海事職員基本給表（一）5級及び4級 海事職員基本給表（二）6級 教育職員基本給表4級及び3級	3,100円
海事職員基本給表（一）3級 海事職員基本給表（二）5級 教育職員基本給表2級	2,400円
海事職員基本給表（一）2級 海事職員基本給表（二）4級及び3級 教育職員基本給表1級 医療職員基本給表2級	2,000円
海事職員基本給表（一）1級 海事職員基本給表（二）2級	1,900円
海事職員基本給表（二）1級	1,800円

別表第 1 1 (第 29 条関係)

管理職員特別勤務手当

区分	勤務 1 回の支給額
一種	12,000 円
二種	10,000 円
三種	8,500 円
四種	7,000 円
五種	6,000 円

備考 1 その者に適用される第 12 条関係別表 7 の区分に応じ、勤務 1 回につき支給される。この場合、1 回の勤務が 6 時間を超える場合は、上表の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

別表第 12

表一（第 30 条第 2 項関係）

特定幹部職員

基本給表	職務の級	管理職手当区分
一般職員基本給表（一）	10 級, 9 級, 8 級及び 7 級	一種又は二種
教育職員基本給表	6 級及び 5 級	一種又は二種
海事職員基本給表（一）	7 級及び 6 級	一種又は二種

表二（第 30 条第 4 項関係）

職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮した加算割合

基本給表	職務の級	管理職手当区分
一般職員基本給表（一）	10 級, 9 級及び 8 級	100 分の 20
	7 級及び 6 級	100 分の 15
	5 級及び 4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
一般職員基本給表（二）	3 級	100 分の 5
教育職員基本給表	6 級	100 分の 20
	5 級	100 分の 15 (学長が定めるもの にあつては 100 分の 20)
	4 級及び 3 級の教員	100 分の 10 (学長が定めるもの にあつては 100 分の 15)
	2 級の教員のうち修士課程修了後 5 年以上の経験年数を有する教員	100 分の 5
	1 級の教員のうち大学 4 卒後 20 年以上の経験年数を有する教員	100 分の 5
医療職員基本給表	3 級の職員	100 分の 5
	2 級の職員のうち短大 3 卒後 15 年以上の経験年数を有する職員	
海事職員基本給表（一）	7 級	100 分の 20

	6 級	100 分の 15
	5 級及び 4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
海事職員基本給表(二)	6 級	100 分の 10
	5 級及び 4 級	100 分の 5

備考 1：表一に定める特定幹部職員の加算割合は、一種にあつては 100 分の 25 と、二種にあつては 100 分の 15 と読み替えて、この表を適用するものとする。

別表第13（第33条関係）

勤勉手当 勤務期間

勤務期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上 6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上 5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上 5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上 4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上 4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上 3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上 3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上 2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上 2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上 1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上 1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

附則別表第 1 職務の級の切替表

基本給表	旧級	新級
一般職員基本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	
10 級		
一般職員基本給表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級



	6 級	5 級
海事職員基本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
海事職員基本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
教育職員基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級

医療職員基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられて  
いる職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				



ハ 海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17

12	3月未滿	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未滿			73	69	61	57	
	3月以上6月未滿			74	70	62	57	
	6月以上9月未滿			75	71	63	57	
	9月以上12月未滿			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未滿			77	73	65		
	3月以上6月未滿			78	74	66		
	6月以上9月未滿			79	75	67		
	9月以上12月未滿			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未滿			81	77	69		
	3月以上6月未滿			82	78	70		
	6月以上9月未滿			83	79	71		
	9月以上12月未滿			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		

23	3月未滿			85	81	73	
	3月以上6月未滿			86	82	73	
	6月以上9月未滿			87	83	73	
	9月以上12月未滿			88	84	73	
	12月以上			89	85	73	
24	3月未滿			89	85		
	3月以上6月未滿			90	86		
	6月以上9月未滿			91	87		
	9月以上12月未滿			92	88		
	12月以上			93	89		
25	3月未滿			93	89		
	3月以上6月未滿			94	89		
	6月以上9月未滿			95	89		
	9月以上12月未滿			96	89		
	12月以上			97	89		
26	3月未滿			97			
	3月以上6月未滿			98			
	6月以上9月未滿			99			
	9月以上12月未滿			100			
	12月以上			101			
27	3月未滿			101			
	3月以上6月未滿			101			
	6月以上9月未滿			101			
	9月以上12月未滿			101			
	12月以上			101			

二 海事職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
8	3月未満	25	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
9	3月未満	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未満	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25

12	3月未滿	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未滿	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未滿	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未滿	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未滿	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未滿	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未滿	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未滿	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未滿	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未滿	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未滿	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69

23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	
	3月以上6月未滿		86	86	82	78	
	6月以上9月未滿		87	87	83	79	
	9月以上12月未滿		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
25	3月未滿		89	89	85	81	
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	
	9月以上12月未滿		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
26	3月未滿		93	93	89	85	
	3月以上6月未滿		94	94	90	86	
	6月以上9月未滿		95	95	91	87	
	9月以上12月未滿		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
27	3月未滿		97	97	93	89	
	3月以上6月未滿		98	98	94	89	
	6月以上9月未滿		99	99	95	89	
	9月以上12月未滿		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
28	3月未滿		101	101	97		
	3月以上6月未滿		102	102	98		
	6月以上9月未滿		103	103	99		
	9月以上12月未滿		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未滿		105	105	101		
	3月以上6月未滿		105	106	102		
	6月以上9月未滿		105	107	103		
	9月以上12月未滿		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
30	3月未滿			109			
	3月以上6月未滿			110			
	6月以上9月未滿			111			
	9月以上12月未滿			112			
	12月以上			113			
31	3月未滿			113			
	3月以上6月未滿			113			
	6月以上9月未滿			113			
	9月以上12月未滿			113			
	12月以上			113			

ホ 教育職員基本給表の適用を受ける職員で旧1級から3級までの者

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

12	3月未滿	41	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未滿	45	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未滿	49	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未滿	57	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	79	71
	9月以上12月未滿	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未滿	81	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77



23	3月未滿	85	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		

34	3月未滿	129	129		
	3月以上6月未滿	130	130		
	6月以上9月未滿	131	131		
	9月以上12月未滿	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			
	12月以上	137			
36	3月未滿	137			
	3月以上6月未滿	138			
	6月以上9月未滿	139			
	9月以上12月未滿	140			
	12月以上	141			
37	3月未滿	141			
	3月以上6月未滿	142			
	6月以上9月未滿	143			
	9月以上12月未滿	144			
	12月以上	145			
38	3月未滿	145			
	3月以上6月未滿	146			
	6月以上9月未滿	147			
	9月以上12月未滿	148			
	12月以上	149			
外 1	3月未滿	149	133	109	93
	3月以上6月未滿	150	134	110	94
	6月以上9月未滿	151	135	111	95
	9月以上12月未滿	152	136	112	96
	12月以上	153	137	113	97
外 2	3月未滿	153	137	113	97
	3月以上6月未滿	154	138	114	98
	6月以上9月未滿	155	139	115	99
	9月以上12月未滿	156	140	116	100
	12月以上	157	141	117	101
外 3	3月未滿	157	141	117	101
	3月以上6月未滿	157	141	117	101
	6月以上9月未滿	157	141	117	101
	9月以上12月未滿	157	141	117	101
	12月以上	157	141	117	101

医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25

12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	58	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	58	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	

23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						

附則別表第3

旧級が教育職員基本給表の5級である職員の新号給

旧号給	旧級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

11	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5



21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4 旧級が一般職員基本給表(一)の11級、教育職員基本給表の5級である  
職員以外の職員の新号給

イ 一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額					
	円					
4 級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額					
	円					
2 級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
4 級	314,000	109	109	110	110	111
	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

附則別表第5 旧級が一般職員基本給表(一)の11級、教育職員基本給表の5級である職員及び海  
職員基本給表(二)並びに医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

イ 旧級が一般職員基本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12未満	12月以上
	新 級						
円	9級		37	38	39	40	41
580,300	10級		14	14	15	15	15

ロ 旧級が教育職員基本給表の5級である職員の新号給

旧号給月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12未満	12月以上
	新 級						
円	5級		73	74	75	76	77
592,800	6級		13	13	14	14	15

ハ 海事職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12未満	12月以上
	旧号給月額						
4 級	円		105	106	107	108	109
	359,900						

ニ 医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12未満	12月以上
	旧号給月額						
1 級	円		161	162	163	164	165
	321,000						
2 級	円		149	150	151	152	153
	322,800						
3 級	円		121	122	123	124	125
	369,600						
4 級	円		105	106	107	108	109
	396,600						
5 級	円		85	86	87	88	89
	408,600						
	411,000		109	110	111	112	113
	428,900		89	90	91	92	93